

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。

[illegible]

- 「インターネット商品取引および係るサービス管理弁
法(意見募集案)」がパブリックコメントを募集する... 5
- 「中華人民共和国消費者權益保護法修正案
(草案の 2 回審議案)」がパブリックコメントを募
集する..... 5
- 徐々に姿を消す営業税、これが意味するものは
何か?企業に与える影響の分析と対応策..... 6

一、最新中国法令

● 关于印发大气污染防治行动计划的通知

【发布单位】国务院
 【发布文号】国发〔2013〕37号
 【发布日期】2013-09-10
 【内容提要】该计划明确了中国防治大气污染的总体要求、奋斗目标、具体指标和十项行动计划，其中，部分要点提示如下：

具体指标
- 到 2017 年，全国地级及以上城市可吸入颗粒物浓度比 2012 年下降 10%以上，优良天数逐年提高。 - 京津冀、长三角、珠三角等区域细颗粒物浓度分别下降 25%、20%、15%左右，其中北京市细颗粒物年均浓度控制在 60 微克/立方米左右。
加大综合治理力度，减少多污染物排放
- 加强工业企业大气污染综合治理。到 2017 年，除必要保留的以外，地级及以上城市建成区基本淘汰每小时 10 蒸吨及以下的燃煤锅炉，禁止新建每小时 20 蒸吨以下的燃煤锅炉；其他地区原则上不再新建每小时 10 蒸吨以下的燃煤锅炉。 - 在化工、造纸、印染、制革、制药等产业集聚区，通过集中建设热电联产机组逐步淘汰分散燃煤锅炉。 - 加快重点行业脱硫、脱硝、除尘改造工程建设。所有燃煤电厂、钢铁企业的烧结机和球团生产设备、石油炼制企业的催化裂化装置、有色金属冶炼企业都要安装脱硫设施，每小时 20 蒸吨及以上的燃煤锅炉要实施脱硫。 - 京津冀、长三角、珠三角等区域要于 2015 年底前基本完成燃煤电厂、燃煤锅炉和工业窑炉的污染治理设施建设与改造，完成石化企业有机废气综合治理。
加快调整能源结构，增加清洁能源供应
- 控制煤炭消费总量。京津冀、长三角、珠三角等区域力争实现煤炭消费总量负增长，通过逐步提高接受外输电比例、增加天然气供应、加大非化石能源利用强度等措施替代燃煤。 - 京津冀、长三角、珠三角等区域新建项目禁

一、最新中国法令

● 大气污染防治行动计划印刷配布に関する通知

【発布機関】国務院
 【発布番号】国発〔2013〕37 号
 【発布日】2013-09-10
 【概要】本計画では、中国大気汚染防止の全般要求、努力目標、具体的指標、10 項目の行動計画について明確にしている。このうち、一部要点について以下の通り説明する。

具体的指標
2017 年までに、全国地方級およびこれ以上の都市における粒子状物質の濃度を 2012 年比で 10%以上減らし、優良な状態の日数を年々増やす。 - 北京・天津・河北省、長江デルタ、珠江デルタなどの区域における粒子状物質の濃度をそれぞれ 25%、20%、15%前後減らし、このうち北京市における微小粒子状物質の年平均濃度は 60 マイクログラム/立方メートル前後に抑える。
総合整備の度合いを強化し、不要な汚染物の排出を減らす。
- 工業企業の大気汚染に対する総合整備を強化する。2017 年までに、残しておく必要がある場合を除き、地方級およびこれ以上の都市建設区において、1 時間あたり蒸発量 10 トンおよびこれ以下の石炭燃焼ボイラーを基本的には淘汰し、1 時間あたり蒸発量 20 トン以下の石炭燃焼ボイラーを新設することを禁止する。その他地区では原則上、以後 1 時間あたり蒸発量 10 トン以下の石炭燃焼ボイラーの建設をしないものとする。 - 化学工業、製紙、捺染、製革、製薬などの産業集中区では、熱電併給ユニットを集中的に建設することで、石炭燃焼ボイラーを徐々に淘汰・分散させる。 - 重点業種における脱硫、脱硝、集塵改造工事建設を加速させる。全ての石炭火力発電所、鋼鉄企業の焼結機および球状化生産設備、石油精錬企業における触媒分解蒸留装置、非鉄金属製錬企業はいずれも脱硫施設を据え付ける必要があり、1 時間あたり蒸発量 20 トンおよびこれ以上の石炭燃焼ボイラーは脱硫を実施する必要がある。 - 北京・天津・河北省、長江デルタ、珠江デルタなどの区域は 2015 年年末までに石炭火力発電所、石炭燃焼ボイラーおよび工業窯炉の汚染整備施設の建設と改造を大よそ完成させ、石油化学企業の有機排気ガス総合整備を完成させる。
エネルギー構造の調整を加速化し、クリーンエネルギーによる供給を増やす。
- 石炭消費総量を制御する。北京・天津・河北省、長江デルタ、珠江デルタなどの区域において、石炭消費総量のマイナス成長の実現を目指し、外部からの送電の受け取り比率を徐々に引き上げ、天然ガスによる供給を増やし、非化石エネルギーの利用強度を拡大するなどの措置により燃焼石炭の代わりとする。 - 北京・天津・河北省、長江デルタ、珠江デルタなど

止配套建设自备燃煤电站。耗煤项目要实行煤炭减量替代。除热电联产外，禁止审批新建燃煤发电项目；现有多台燃煤机组装机容量合计达到 30 万千瓦以上的，可按照煤炭等量替代的原则建设为大容量燃煤机组。
发挥市场机制作用，完善环境经济政策
- 分行业、分地区对水、电等资源类产品制定企业消耗定额。 - 根据脱硝成本，结合调整销售电价，完善脱硝电价政策。 - 加大排污费征收力度，做到应收尽收。适时提高排污收费标准，将挥发性有机物纳入排污费征收范围。
健全法律法规体系，严格依法监督管理
- 加快大气污染防治法修订步伐，重点健全总量控制、排污许可、应急预案、法律责任等方面的制度，研究增加对恶意排污、造成重大污染危害的企业及其相关负责人追究刑事责任的内容，加大对违法行为的处罚力度。 - 建立健全环境公益诉讼制度。 - 研究起草环境税法草案，加快修改环境保护法，尽快出台机动车污染防治条例和排污许可证管理条例。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2013-09/12/content_2486773.htm

の区域における新建設プロジェクトに附帯して自家用石炭燃焼発電所の建設を行うことを禁止する。石炭消費プロジェクトにおいては石炭減量代替を実行する。熱電併給の場合を除き、石炭燃焼発電新設プロジェクトの審査許可を禁止する。既存の複数台の石炭燃焼ユニットの容量が合計で 30 万キロワット以上の場合、石炭等量代替の原則に従い、大容量の石炭燃焼ユニットとして建設することができる。
市場メカニズムの役割を発揮して、環境・経済政策を整備する。
- 業種・地区ごとに、水、電力などの資源類製品について企業消耗規定量を制定する。 - 脱硝コストに基づき、調整した販売電気料金と併せて、脱硝電気料金政策を整備する。 - 汚染物質排出費の徴収を強化し、漏れなく徴収する。汚染物質排出費の徴収基準を適時引き上げ、揮発性有機物を汚染物質排出費の徴収範囲に入れる。
法律法規の体制を整え、厳格に法に基づき監督管理を行う。
- 大気汚染防止法修正のペースを加速させ、総量制御、汚染物質排出許可、未然防止及び早期警戒、法的責任などの方面の制度を重点的に整備し、悪意で汚染物質を排出し、重大汚染危害をもたらした企業およびその係る責任者の刑事責任を追及する旨の内容追加を研究し、違法行為に対する処罰の度合いを強化する。 - 健全たる環境公益訴訟制度を確立する。 - 環境税法草案を起草し、環境保護法を急ピッチで修正し、エンジン付き車両汚染防止条例、汚染物質排出許可証管理条例を迅速に公布する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2013-09/12/content_2486773.htm

● 关于办理利用信息网络实施诽谤等刑事案件适用法律若干问题的解释

【发布单位】最高人民法院、最高人民检察院
【发布文号】法释〔2013〕21 号
【发布日期】2013-09-06
【实施日期】2013-09-10
【内容提要】该解释共十条，对办理利用信息网络实施诽谤、寻衅滋事、敲诈勒索、非法经营等刑事案件适用法律的若干问题作出了解释。根据该解释，利用信息网络实施诽谤行为，符合如下条件之一的，属于“情节严重”，可构成“诽谤罪”：

- 同一诽谤信息实际被点击、浏览次数达到五千次以上，或者被转发次数达到五百次以上的；
- 造成被害人或者其近亲属精神失

● 情報ネットワークを利用した誹謗中傷などの刑事事件の適用法律に関する法的若干事項についての解釈

【発布機関】最高人民法院、最高人民検察院
【発布番号】法釈〔2013〕21 号
【発 布 日】2013-09-06
【実 施 日】2013-09-10
【概 要】本解釈は計 10 条から成り、情報ネットワークを利用して誹謗し、故意に他人や他人の器物に傷害や損害を与えたり、金をゆすり取ったり、不法経営をするなどの刑事案件における適用法律の若干事項について解釈している。本解釈によれば、情報ネットワークを利用して誹謗行為を実施し、以下の条件のいずれかに適合する場合、「情状が深刻である」とし、「誹謗罪」を構成し得るとしている。

- 同一の誹謗情報が実際にアクセスし、閲覧された回数が 5000 回以上に達し、または転載された回数が 500 回以上に達した場合。
- 被害者または近親者に精神的ダメージ

常、自残、自杀等严重后果的；

- 二年内曾因诽谤受过行政处罚，又诽谤他人的。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.court.gov.cn/xwzx/xwfbh/twzb/201309/P020130909593579375293.doc>

● 关于适用《中华人民共和国企业破产法》若干问题的规定（二）

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2013〕22号

【发布日期】2013-09-05

【实施日期】2013-09-16

【内容提要】该规定共三十八条，分别从债务人财产的界定、撤销权、取回权、抵销权、债务人财产的保全解除和执行中止，以及有关债务人衍生诉讼的审理等多个角度，对法院在审理企业破产案件中涉及债务人财产的相关问题作出了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.legalinfo.gov.cn/pfkt/content/2013-09/13/content_4848616.htm?node=7916

● 企业产品成本核算制度（试行）

【发布单位】财政部

【发布文号】财会〔2013〕17号

【发布日期】2013-08-16

【实施日期】2014-01-01

【内容提要】该核算制度共五章，主要规定了产品成本核算对象、项目和范围、产品成本归集、分配和结转等内容，适用于除金融保险业之外的大中型企业，并鼓励其他企业执行。根据该核算制度：

- 企业所发生的费用，能确定由某一成本核算对象负担的，应当按照所对应的产品成本项目类别，直接计入产品成本核算对象的生产成本；由几个成本核算对象共同负担的，应当选择合理的分配标准分配计入。
- 企业应当按照权责发生制的原则，根据产品的生产特点和管理要求结转成本。
- 执行该核算制度的企业不再执行《国营工业企业成本核算办法》。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201309/t20130906_986492.html

を与え、自傷、自殺などの深刻な結果をもたらした場合。

- 2年以内に誹謗行為により行政処罰を受けたことがあり、再び他人を誹謗した場合。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.court.gov.cn/xwzx/xwfbh/twzb/201309/P020130909593579375293.doc>

● 「中華人民共和國企業破産法」適用の若干事項に関する規定（二）

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈〔2013〕22号

【発布日】2013-09-05

【実施日】2013-09-16

【概要】本規定は計38条から成り、それぞれ債務者財産の画定、取消権、取戻権、相殺権、債務者財産の保全解除・執行中止、および債務者代表訴訟の審理などの複数の視点から、裁判所が企業破産案件を審理するにあたり関係する債務者財産の関係事項について規定している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.legalinfo.gov.cn/pfkt/content/2013-09/13/content_4848616.htm?node=7916

● 企業製品原価計算制度（試行）

【発布機関】財政部

【発布番号】财会〔2013〕17号

【発布日】2013-08-16

【実施日】2014-01-01

【概要】本計算制度は計5つの章から成り、主に製品原価計算対象、項目、範囲、製品原価の分類、配分と振替などの内容について規定しており、金融保険業を除く大型・中型企業に適用され、他の企業においても実施するよう奨励している。本計算制度によると、以下の通りである。

- 企業に発生する費用について、ある原価計算対象にて負担することが確定できる場合、対応する製品原価の項目類別に応じて、製品原価計算対象の製造原価に直接賦課する。複数の原価計算対象が共同で負担する場合、合理的な配分基準にて配分し賦課しなければならない。
- 企業は発生主義の原則に従い、製品の生産特徴と管理要求に基づき、原価振替をしなければならない。
- 本計算制度を実行する企業は以後、「国营工業企業原価計算弁法」を実行しない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201309/t20130906_986492.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [《网络商品交易及有关服务管理办法（征求意见稿）》公开征求意见](#)

日前，国家工商行政管理总局发布了[《网络商品交易及有关服务管理办法（征求意见稿）》](#)，现向社会公开征求意见（截止时间：2013 年 10 月 11 日）。

该征求意见稿的章节设置大体上与[《网络商品交易及有关服务行为管理暂行办法》](#)（国家工商行政管理总局令第 49 号，简称“《暂行办法》”）一致，略作调整，共分为五章五十四条。相对于《暂行办法》，该征求意见稿：

- 将适用范围明确为狭义的网络交易，并明确了“网络商品交易”、“有关服务”、“网络交易平台”等定义；
- 对第三方交易平台经营者应当履行的责任义务新增了五项规定；
- 对网络商品经营者、有关服务经营者不得从事的不正当竞争行为进行了扩充描述；
- 对工商部门查处涉嫌违法的网络商品交易及有关服务行为时可采取的措施进行了明确规定。

（摘自中国政府法制信息网；2013 年 09 月 11 日发布）

● [《中华人民共和国消费者权益保护法修正案（草案二次审议稿）》公开征求意见](#)

日前，十二届全国人大常委会第四次会议审议了[《中华人民共和国消费者权益保护法修正案（草案二次审议稿）》](#)，现向社会公开征求意见（截止时间：2013 年 10 月 05 日）。

与初次审议稿相比，该草案主要从加强社会诚信建设、完善无理由退货制度、保障消费者协会履行职能、强化虚假广告的责任、加大惩罚性赔偿力度等方面对初次审议稿作了修改，要点如下：

- **强调加强社会诚信建设。**一是规定经营者向消费者提供商品或者服务，应当恪守社

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● [「インターネット商品取引および係るサービス管理弁法（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、国家工商行政管理総局は[「インターネット商品取引および係るサービス管理弁法（意見募集案）」](#)を公布し、社会に向けてパブリックコメントを募集する（締め切りは 2013 年 10 月 11 日である）。

本意見募集案における章節構成は[「インターネット商品取引および係るサービス行為管理暫定弁法」](#)（国家工商行政管理総局令第 49 号、以下「暫定弁法」という）と大よそ一致しているが、若干調整されている。計 5 章、54 条から成る。「暫定弁法」と比べて、本意見募集案では以下の通りとなっている。

- 狭義のインターネット取引を適用範囲とする旨を明確にし、かつ「インターネット商品取引」、「係るサービス」、「インターネット取引プラットフォーム」などの定義を明確にしている。
- 第三者取引プラットフォーム事業者が履行すべき責任義務を新たに 5 項目追加規定している。
- インターネット商品事業者、係るサービスの事業者が行ってはならない不正競争行為について追加説明している。
- 工商部門が違法の疑いがあるインターネット商品取引および係るサービス行為を取り締まる際に講じることのできる措置について明確に規定している。

（2013 年 9 月 11 日付けの中国政府法制情報サイトより抜粋）

● [「中華人民共和国消費者權益保護法修正案（草案の 2 回審議案）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、十二期全国人民代表大会常務委員会第 4 回会議において[「中華人民共和国消費者權益保護法修正案（草案の 2 回目の審議案）」](#)を審議し、社会に向けてパブリックコメントを募集する（締め切り日は 2013 年 10 月 5 日である）。

初回の審議案と比べて、本草案では主に社会における信義誠実の確立強化、無条件返品制度の整備、消費者協会職能履行保障、虚偽広告の責任強化、懲罰的賠償の度合い強化などの方面から初回審議案を修正している。要点は以下の通りである。

- **社会における信義誠実の確立強化を強く唱える。**
一、事業者が消費者に商品またはサービスを提供

会公德, 诚信经营, 保障消费者合法权益。二是针对经营者掺杂、掺假, 以假充真, 以次充好, 以不合格商品冒充合格商品, 虚假宣传等行为, 规定除依照法律、法规规定予以处罚外, 由有关部门记入信用档案, 向社会公布。

- **完善无理由退货制度。**一是明确规定消费者定做的商品, 鲜活易腐商品, 消费者拆封的音像制品、计算机软件, 交付的报纸、期刊等不适用无理由退货。二是规定消费者应当自向经营者提出退货要求之日起七日内将商品退回; 经营者退还消费者支付的价款限于商品价款, 不包括运费。
- **保障消费者协会履行职能。**一是明确消费者协会履行的是公益性职能。二是明确各级人民政府对消费者协会履行职能应当予以必要的经费等支持。
- **强化虚假广告的责任。**一是规定广告经营者、发布者设计、制作、发布关系消费者生命健康商品或者服务的虚假广告, 造成消费者损害的, 应当与提供该商品或者服务的经营者承担连带责任。二是增加规定, 社会团体或者其他组织、个人在前款虚假广告中向消费者推荐商品或者服务, 造成消费者损害的, 应当与提供该商品或者服务的经营者承担连带责任。三是增加规定, 药品经营者以及广告经营者、发布者违反法律规定发布药品广告, 除依法予以行政处罚外, 造成消费者损害的, 依法承担民事责任; 构成犯罪的, 依法追究刑事责任。
- **加大惩罚性赔偿力度。**将原规定的“两倍”惩罚性赔偿修改为“三倍”。

(摘自中国人大网; 2013 年 09 月 06 日发布)

する場合、社会モラルを遵守し、信義誠実の下で運営し、消費者の合法权益を保障すること。二、事業者が異種類を混入させ、偽物を混入させ、偽物を本物と偽り、劣等品を優良品と偽り、不合格商品を合格商品と偽り、虚偽の宣伝をするなどの行為を行った場合、法律法規に従い処罰をするほか、関係部門が信用ファイルに記録し、社会に向けて公表する。

- **無条件返品制度を整備する。**一、消費者がオーダーメイドした商品、生鮮で腐りやすい商品、消費者による開封後の音響映像製品、コンピューターソフトウェア、納品される新聞・定期刊行物などには無条件返品制度は適用しない旨明確に規定した。二、消費者は事業者に対して返品要求を申し入れた日より 7 日以内に商品返品しなければならない。事業者が消費者に返金する金額は商品価額のみに限定し、運送料は含まない旨を規定した。
- **消費者協会による職能履行を保障する。**一、消費者協会が履行するのは公益性職能であることを明確にした。二、各級人民政府は消費者協会が職能を履行するにあたり、支援(必要な経費を与えるなど)しなければならないことを明確にした。
- **虚偽広告の責任を強化する。**一、広告事業者、発布者による設計、制作、発布内容が消費者の生命と健康に係る商品またはサービスの虚偽広告により、消費者に損害が発生した場合、当該商品またはサービスを提供した事業者と連帯責任を負わなければならない旨を規定した。二、社会团体またはその他の組織、個人が前項の虚偽広告において消費者に商品またはサービスを薦め、消費者に損害が発生した場合、当該商品またはサービスを提供した事業者と連帯責任を負わなければならない旨の規定を追加した。三、薬品事業者および広告事業者、発布者が法律規定に違反して薬品広告を出した場合、法により行政処罰に処するほか、消費者に損害が発生した場合、法により民事責任を負わなければならない。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。
- **懲罰的賠償の度合いを強化する。**原規定では「2 倍」であった懲罰的賠償を「3 倍」に修正した。

(2013 年 9 月 6 日付の中国人大網サイトより抜粋)

● 逐步消灭营业税, 意味着什么? 对企业的影响分析和应对建议

中国通过 1994 年的税制改革, 确定了目前的税法基本体系, 基本特征是:

1. 以流转税(主要包括增值税、营业税、消费税、关税、附加税费等)为主。
2. 以所得税(主要包括企业所得税、个人所得税等)为辅。
3. 以其他税种(主要包括土地增值税、房产税、印花税等)作为补充。

在流转税方面(本文主要讨论在中国境内贸易

● 徐々に姿を消す営業税、これが意味するものは何か? 企業に与える影響の分析と対応策

中国は 1994 年の税制改革を通じて、現行税法の基本的な体系を確定した。その基本的な特徴は以下の通りである。

1. 流通税(主に増値税、営業税、消費税、関税、付加税などが含まれる)を主とする。
2. 所得税(主に企業所得税、個人所得税などが含まれる)を副とする。
3. その他の税目(主に土地増値税、不動産税、印紙税、などが含まれる)を補足とする。

流通税においては(本文では主に中国国内貿易にか

涉及的流转税；进出口贸易的流转税，虽然总体上与境内贸易是一致的，但是会存在一些特殊性的操作），结合行业特点，确定了“二元化”征收的原则，即：

- 1. 对第一、二产业主要征收增值税。
- 2. 对第三产业主要征收营业税。

在营业税改征增值税（简称“营改增”）之前，中国增值税、营业税的主要政策（除了“交通运输业和现代服务业”之外，其他行业目前仍执行如下政策），我们简要列表说明如下：

税种	主要法律依据	涉及行业（征税范围）	主要特征
增值税	《增值税暂行条例》及其实施细则等	货物贸易；加工贸易；修理修配。	逐环节征税、凭增值税专用发票逐环节抵扣；最终理论上的效果是，每个交易环节仅对其增值部分（差额部分）计算缴纳增值税。
营业税	《营业税暂行条例》及其实施细则等	交通运输业；建筑业；金融保险业；邮电通信业；文化体育业；娱乐业；服务业；转让无形资产；销售不动产。	以营业收入全额计算缴纳营业税，除了法定特别情形外，不存在抵扣的问题，有可能导致税负不公平（税负不受经营成本的影响）；且细分了不同的行业，不同行业之间的税负差异较大。

中国在 2009 年修订了《增值税暂行条例》及其实施细则、《营业税暂行条例》及其实施细则，对增值税、营业税进行了一定的改革，主要是加大了增值税抵扣的范围（固定资产的进项税额，纳入可以抵扣的范围）、加大了营业税的应税范围（特别是增加了境外法人的营业收入的税负），但是总体上并未改变增值税、营业税为主的“二元化”的流转税体系。

中国在 2012 年开始分地区、分行业逐步推行营改增政策，即，开始逐步取消营业税，向增值税之“一元化”的流转税体系变更。

中国营改增的进程尚未完成，目前相关情况，我们简要列表说明如下：

かわる流通税について検討する。輸出入貿易の流通税は、全体としては国内貿易のそれと同じであるが、一部特別な処理が行われることもある）、業界の特徴に照らして、「二元化」徴収の原則を定めている。それは以下の通りである。

- 1. 第一次、二次産業については主として増徴税を徴収する。
- 2. 第三次産業については主として営業税を徴収する。

営業税から増徴税への一本化（以下、「營改増」という）以前における、中国の増徴税、営業税に関する主な政策について（「交通運輸業および現代サービス業」を除き、その他の業界では現在も依然として以下の政策が実施されている）、要点を下表にまとめて説明する。

税目	主な法律根拠	関係する業界（徴税範囲）	主な特徴
増徴税	「増徴税暫定条例」およびその実施細則など	貨物貿易、加工貿易、修繕補修。	段階毎に徴収し、増徴税専用発票に基づき段階毎に相殺控除する。最終的な理論上の効果は、各取引段階ではその付加価値部分（差額部分）についてのみ増徴税を計算納付することとなる。
営業税	「営業税暫定条例」およびその実施細則など	交通運輸業、建築業、金融保険業、郵便電気通信業、文化スポーツ業、娯楽業、サービス業、無形資産譲渡、不動産販売。	営業収入全額について営業税を計算納付する。特段の法定事由を除き、相殺控除の問題は存在せず、税負担の不公平を招くおそれがある（税負担は経営コストの影響を受けない）。また、業界毎に細分化されているため、業界間の税負担の差が大きい。

中国は 2009 年に「増徴税暫定条例」およびその実施細則、「営業税暫定条例」およびその実施細則を改正しており、増徴税、営業税についてある程度の改革を行った。主として増徴税の相殺控除の範囲を拡大し（固定資産の仕入税額を相殺控除の範囲に加えた）、営業税の課税範囲を拡大した（特に国外法人の営業収益に関する税負担を重くした）が、全体としては増徴税、営業税を主とする「二元化」の流通税体系に変更はなかった。

中国は 2012 年から地域、業界を分けて營改増政策を徐々に推進している。つまり、営業税を徐々に廃止し、増徴税「一元化」の流通税体系への変更が始まっている。

中国の營改増の過程は未だ完了しておらず、現時点での関連状況について、下表にまとめて説明する。

時間	主要法律依据	区域	涉及行业（征税范围）
2012 年 01 月 01 日	《关于印发<营业税改征增值税试点方案>的通知》、《关于在上海开展交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点的通知》等	上海市	交通运输业（陆路运输服务、水路运输服务、航空运输服务、管道运输服务）和部分现代服务业（研发和技术服务、信息技术服务、文化创意服务、物流辅助服务、有形动产租赁服务、鉴证咨询服务、广播影视服）。
2012 年 09 月 01 日至 2012 年 12 月 01 日（各地区实施时间不一）	《关于在北京等8省市开展交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点的通知》等	北京市、天津市、江苏省、安徽省、浙江省、福建省、湖北省、广东省	
2013 年 08 月 01 日	《关于在全国开展交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点税收政策的通知》等	全国范围	
目前尚未确定（最快有望在“十二五”，即 2015 年底之前完成）		全国范围	逐步推广至全行业（其中，铁路运输、邮电通信，可能会成为下一步优先推广的行业）。

整体上而言，营改增对产业结构和企业税负可以起到积极的作用：

1. 在产业结构方面：原增值税主要适用于第一、二产业，原营业税主要适用于第三产业，营改增平衡了各产业之间的税负，特别是解决了第三产业重叠征税问题，理论上而言，有利于第三产业的发展。

時間	主たる法的根拠	地域	関係する業界（徴税範囲）
2012 年 1 月 1 日	『『営業税から増値税への一本化試行方案』の印刷發布に関する通知』、『上海市で交通運輸業および一部現代サービス業の営業税から増値税への一本化試行の実施に関する通知』など	上海市	交通運輸業（陸上輸送サービス、水上輸送サービス、航空輸送サービス、パイプライン輸送サービス）および一部現代サービス業（研究開発および技術サービス、情報技術サービス、文化クリエイティブサービス、物流補助サービス、有形動産リースサービス、鑑定コンサルティングサービス、ラジオ映画テレビサービス）
2012 年 9 月 1 日から 2012 年 12 月 1 日（各地域で実施時期は異なる）	『北京市など8省市における交通運輸業および一部現代サービス業の営業税から増値税への一本化試行の実施に関する通知』など	北京市、天津市、江蘇省、安徽省、浙江省、福建省、湖北省、広東省	
2013 年 8 月 1 日	『全国における交通運輸業および一部現代サービス業の営業税から増値税への一本化試行税収政策の実施に関する通知』など	全国範囲	
現時点では未定である。（早ければ「第十二次五ヶ年計画」、即ち 2015 年末までに完了する意向がある。）		全国範囲	全業界に徐々に普及させる（中でも、鉄道輸送、郵便電気通信は、次期優先普及業界となるものと思われる。）

全体として、営改増は産業構造および企業の税負担に対し積極的作用を及ぼすことができると言える。

1. 産業構造について：これまで、増値税は主として第一次、第二次産業に適用され、営業税は主として第三次産業に適用されていた。営改増は各産業間の税負担を均衡させ、特に第三次産業の二重課税の問題を解決しており、理論上は、第三次産業の発展に有利となる。

2. 在企业税负方面：通过增值税进项税额的抵扣，理论上而言，可以使企业税负得以下降。虽然如此，但是具体税负也要结合行业特点、企业自身经营等情况来确定。例如，在上海试行营改增以来，运输仓储类企业的税负普遍大幅上升，主要原因在于该类企业可供抵扣的进项税额比较少（包括场地租赁费目前暂时不属于可供抵扣进项税额的范围等）。

由此可见，长期而言，营改增（特别是营业税完全消灭后）可以不断打通、延伸和拉长增值税的抵扣链条，避免第三产业被层层征收营业税，降低第三产业企业的税负，有助于加快第三产业的发展，促进第三产业的分工细化和资源优化配置。

营改增属于强制性的规定，就具体企业而言，只能选择执行。在营改增目前变革的过程中，有如下问题，特别值得企业关注：

1. 在税负增加方面：实际税负增加的企业，可以考虑与主管税务机关保持沟通，如向主管税务机关反映税负增加的原因以及结果，以争取获得行业性、地区性的税收补贴，以及税法的调整等安排（关于增加的税负如何处理，目前尚无定论）。
2. 在税收优惠方面：在缴纳营业税时可以享受的税收优惠政策，在营改增后，很大程度上予以了保留，但是适用条件以及申请的程序等可能有所变化，也有部分税收优惠被予以取消。基于此，企业需要结合实际情况，以确定原税收优惠是否可以继续适用以及如何适用等。
3. 在财务、发票、税务管理方面：增值税进项税额抵扣的管理非常严格，即，对财务、发票、税务管理的专业性、合规性提出了更高的要求。例如，特别需要关注增值税专用发票管理、纳税申报等方面的具体操作，否则很可能会引起较严重的法律风险（包括行政风险，甚至刑事风险）。
4. 其他方面。

综上所述，中国推行的营改增政策，从总体、长远而言，有利于促进产业结构调整、降低企业税负。虽然如此，但是在营改增的过程中，基于行业和企业自身经营特点，还需要具体做好应对工作。其中可能会涉及财务、发票、税务等问题，具有较强的专业性，建议在此过程中可以与专业人士（律师、税务师、会计师等）保持必要的沟通。

（里兆律师事务所 2013 年 09 月 13 日整理编写）

2. 企業の税負担について：増値税仕入税額の相殺控除により、理論上は、企業の税負担を軽減させることができる。とは言え、具体的な税負担は業界の特徴、企業自らの経営などの状況によって定まるものでもある。例えば、上海において営改増が試行されて以来、運輸・倉庫業企業の税負担は普遍的に大幅上昇となっており、主な原因は当該業種企業の相殺控除できる仕入税額が少ないことにある（借地の賃借費用も現時点では相殺控除可能な仕入税額の範囲に該当しないなど）。

このため、長期的に見れば、営改増（特に営業税が完全になくなった後）は、増値税の相殺控除の連鎖を次々と繋げ、拡大、延長させることを可能にし、第三次産業が各段階で営業税を徴収される状況を回避することで、第三次産業の税負担を軽減させることができ、第三次産業の発展加速を助け、第三次産業の分業細分化および資源配置の最適化を促進することができる。

営改増は強行規定であるため、実際の企業から見れば、選択実施するのみである。営改増の現時点における変革の過程には、以下の問題が存在するため、企業は特に注意しなければならない。

1. 税負担の増加について：実際に税負担が増加する企業は、主管税務機関との連絡を維持することが考えられる。税負担が増加した原因および結果をありのまま主管税務機関に報告し、業界的、地域的な税收補助、および税法の調整などの措置（増加した税負担をどのように処理するかについては、現時点では定まっていない）の獲得に努める。
2. 税收上の優遇について：営業税を納付していた際に享受していた税收上の優遇政策は、営改増後も、多くは保留されるが、適用条件および申請の手順などには変更があると思われ、一部の税收上の優遇は取り消されることも考えられる。このため、企業は実際の状況に照らして、これまでの税收上の優遇に関する継続適用の可否および適用方法などを判断する必要がある。
3. 財務、發票、稅務管理について：増値税仕入税額の相殺控除の管理は非常に厳格である。即ち、財務、發票、稅務管理に関する専門性、コンプライアンスについて、より高度な要求が出される。例を挙げれば、特に増値税専用發票の管理、納税申告などにおける具体的な処理に注意しなければならない、さもなければ、重大な法的リスク（行政責任上のリスク、更には刑事責任上のリスクを含む）を生じさせるおそれがある。
4. その他。

以上をまとめると、中国が推進する営改増政策は、全体的、長期的にみれば、産業構造の調整促進、企業の税負担の軽減に有利である。とは言え、営改増の過程においては、業界および企業自らの特徴により、具体的な対応策を講じる必要もある。中でも、財務、發票、稅務などの問題にかかわるものについては、専門性が強いことから、その過程では専門家（弁護士、税理士、会計士）と必要な意見交換を行うのがよい。

（里兆法律事務所が 2013 年 9 月 13 日付で作成）